

## 望まない妊娠により出生した児及び母親の ケアに関する研究・平成6年度協力研究要旨

H7. 2. 13 柏女 霊峰 (淑徳大学)

本研究は、2研究により構成される。Iは3か年継続予定であり、また、IIは野田順子国立公衆衛生院主任研究官との共同研究であり、2か年継続予定である。初年度の研究要旨は以下のとおりである。

### I. 特別養子縁組の実態と課題—児童福祉の視点から—

望まない妊娠により出生した児童に対するケアの一環として、昭和63年1月から導入された特別養子縁組制度について、その仕組み、児童福祉との関連、実態等について文献及び法務省・厚生省等による調査等既存の調査資料をもとに分析を行った。

その結果、特別養子縁組制度は、要保護児童の福祉施策の一環として定着しつつあり、しかも、その対象となる児童には、望まない妊娠により出生した児が多く含まれていることが推測された。縁組斡旋の方法としては、児童相談所が斡旋し、里親委託を経て申立てがなされる場合が主流となりつつあるが、一方、斡旋無しの場合や社会福祉法人等が斡旋を行っている縁組は、公的機関である児童相談所が行っている縁組とは事情が異なっていることも推測された。

来年度は、平成3～5年度に千葉県児童相談所が斡旋を行った事例について、児童相談所、家庭裁判所、里親会の協力のもとに研究班を構成し、事例研究を行う予定である。

### II. 望まない妊娠により出生した児の実態分析

厚生省児童家庭局が実施した『養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)』により、望まない妊娠により出生した可能性が高い児童及びその家庭等の実態について分析を行うこととし、現在分析中である。なお、来年度は、標記調査の磁気テープを厚生省より借用し、コンピュータによりクロス分析を行う予定である。

# 望まない妊娠により出生した児及び母親のケアに関する研究

柏女霊峰（淑徳大学）

はじめに

本研究は、以下の2研究により構成される。

- I. 特別養子縁組の実態と課題—児童福祉の視点から—
- II. 望まない妊娠により出生した児の実態分析—厚生省『養護児童等実態調査』のクロス分析から—

Iは3か年継続予定であり、初年度の研究結果は以下のとおりである。また、IIは野田順子国立公衆衛生院主任研究官外との共同研究であり、2か年継続予定である。初年度は野田順子主任研究官との共同研究で実施し、その研究結果は以下のとおりである。

## I. 特別養子縁組の実態と課題—児童福祉の視点から—

柏女霊峰（淑徳大学）

### 1. 目的

望まない妊娠により出生した児童に対するケアの一環として、昭和63年1月から特別養子縁組制度が導入されているが、制度発足後7年を経、本制度の運用実態と課題及びその克服方策等について児童福祉の視点から明らかにすることを目的とする。

### 2. 方法

文献・調査研究、事例研究、実態調査による。初年度は、特別養子縁組の仕組み、児童福祉との関連、実態等について文献研究及び法務省・厚生省等による調査等既存の調査資料をもとに分析を行った。

### 3. 結果

#### (1) 特別養子縁組と児童福祉

特別養子縁組は民法等改正により昭和63年1月から要保護児童の福祉、安定を図るために導入された制度である。原則として6歳未満の低年齢児童の「利益のために特に必要がある」（民法第817条の7）、換言すれば、実親よりも養親に養育された方が児童の福祉のために有益であることが確実である場合に、家庭裁判所の審判によって成立するものである。特別養子縁組の場合、実親との縁が断絶され、しかも原則として離縁が認められず、また、対象となる児童も本来要保護児童であるため、原則として、その斡旋、養親子の適合性等の判断等について児童相談所及び社会福祉法人又は民法法人（以下「社会福祉法人等」という。）といった児童福祉機関が関与することとされている。特別養子縁組成立までの手続きは多様であるが、典型例としては、児童相談所が斡旋し、里親を経たタイプを挙げることができ、その場合の手続きの流れは図-1のように整理することができる。

#### (2) 特別養子縁組の実態

最高裁判所事務総局編「司法統計年報（3 家事編）」(1)の各年報告により、特別養子縁組認容件数の推移を斡旋の有無別に整理したものが表-1である。これによると、制度が導入された昭和63年から平成5年までの6年間に認容された特別養子縁組は4,185件であり、その数は平成元年以降減少傾向にある。しかし、斡旋の有無別でみると、児童相談所その他斡旋機関有りの件数は300件～400件で推移しているのに対し、斡旋のないものの件数の減少が顕著である。さらに、斡旋機関としては児童相談所がそのほとんどを占めている。社会福祉法人等に

よる斡旋は、数は少ないが増加している。表には載せていないが、申立てが認容される割合も、斡旋有りの場合の方がそうでない場合より圧倒的に高く、そのほとんどが認容されている。制度の定着とともに、児童の要保護性に着目するという制度本来の趣旨が生かされてきている結果とみることができる。

また、表一2は、特別養子縁組認容件数を児童の嫡出・非嫡出別に整理したものである。これによると、非嫡出子は全体の4分の3以上に及び、平成3年からは80パーセントを超えている。しかも、非嫡出子のうち、一方の親から認知されていないものが92.9パーセントに及んでいる。この結果から、特別養子縁組が認容された児童は、その多くが望まない妊娠により出生した児であることが推察される。

### (3) 児童福祉機関の関与の実態

表一3は、平成5年の特別養子縁組既済事件数について斡旋の有無及び斡旋機関別に、児童の年齢及び平均監護期間を整理したものである。これによると、斡旋無しの場合、0歳児及び6歳以上児が斡旋有りに比べて多く、申立てに至るまでの平均監護期間が長くなっている。一方、斡旋有りの場合は、特に社会福祉法人等の場合においては0歳児が多く、しかも申立てに至る前の平均監護期間が最も短くなっているのに対し、児童相談所の場合は、1～2歳が最も多く、平均監護期間は両者の中間となっている。

このことから、社会福祉法人等が斡旋する場合は、数が少ないものの生後すぐに養親となるべき者に委託され、比較的早く特別養子縁組の申立てがなされ、児童相談所の場合は、もう少し後に委託がなされ、さらに、比較的慎重に申立てがなされていることが推測される。一方、斡旋無しの場合には、比較的早く委託された後、比較的長期の養育がなされ、その後申立てがなされていることが推測される。このように、特別養子縁組成立に至る経過については、斡旋の有無・斡旋機関により異なる特徴が指摘でき、これが特別養子となるべき児童及びその親の事情によるのか、あるいは斡旋及びその後の調査を担当する機関の特徴によるのか、さらにはその両者によるのか慎重に吟味していくことが必要である。

### (4) 児童相談所が斡旋した特別養子縁組の分析

表一1にみるように、現在では、児童相談所が斡旋した後特別養子縁組を申し立て、認容される図一1に示す経過をたどるケースが典型となりつつある。また、司法統計年報によれば、斡旋無しの場合においても、認容されるケースは、そうでないケースより、児童相談所への調査嘱託が行われる場合が圧倒的に高いことが示されている。

表一4は、厚生省児童家庭局が、毎年5月1日現在をもって各児童相談所から報告を求めている「児童相談所業務報告」の特別養子に関する部分について、児童家庭局の協力により過去3年間にわたって別途集計したものである。これによると、児童相談所が特別養子縁組を斡旋する場合には、ほとんど里親委託措置を経由させていることがわかる。これは、養子となるべき者と養親になるべき者との適合性判断のため、厚生省通知(2)により、里親委託を勧めることが適当との指導がなされていることが大きく影響しているとみることができる。

## 4. 考察

これらの結果から、特別養子縁組制度は、制度発足後6年を経て、要保護児童の福祉施策の一環として定着しつつあることが言える。しかも、その対象となる児童には、望まない妊娠により出生した児が多く含まれていることが推測される。

斡旋の方法としては、児童相談所が斡旋し、里親委託を経て申立てがなされる場合が主流となりつつあるが、一方、斡旋無しの場合や社会福祉法人等が斡旋を行っている縁組は、公的機関である児童相談所が行っている縁組とは事情が異なっていることも推測され、児童相談所が吸収しきれないニーズを社会福祉法人等やその他の斡旋がカバーしている可能性もありそうである。今後は、以上の結果に基づき、個々の縁組事例を詳細に分析していく作業が必要である。

5. 来年度の研究課題・方法

来年度も本研究を継続する予定である。方法としては、平成3～5年度に千葉県児童相談所が斡旋を行った20事例について、児童相談所、家庭裁判所、里親会の協力のもとに研究班を構成し、事例研究を行いつつ特別養子縁組制度運用実態と課題について考察を行う予定である。

表一 1 特別養子縁組認容件数の斡旋の有無別件数の推移

	昭63	平1	平2	平3	平4	平5
総認容件数	730	1,205	743	578	469	460
斡旋有り	254	382	392	361	318	343
児童相談所	238	354	356	331	289	300
社会福祉法人等	16	28	36	30	29	43
斡旋無し	476	823	351	217	151	117

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報－3 家事編－』各年 より筆者作成

表一 2 特別養子縁組認容件数の嫡・非嫡別件数の推移（括弧内は％）

	昭63	平1	平2	平3	平4	平5	計
総認容件数	730 (100.0)	1,205 (100.0)	743 (100.0)	578 (100.0)	469 (100.0)	460 (100.0)	4,185 (100.0)
嫡出	199 (27.3)	342 (28.4)	163 (21.9)	112 (19.4)	89 (19.0)	88 (19.1)	993 (23.7)
非嫡出	531 (72.6)	863 (71.6)	580 (78.1)	466 (80.6)	380 (81.0)	372 (80.9)	3,192 (76.3)
認知有り	49	64	41	28	18	28	228
認知無し	482	799	539	438	362	344	2,964

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報－3 家事編－』各年 より筆者作成

表-3 斡旋の有無・斡旋機関別確定時児童年齢及び平均監護期間別特別養子縁組事件数  
(平成5年。括弧内は%)

	0歳	1～2歳	3～5歳	6歳以上	計	平均監護期間
斡旋有り	65 (18.0)	154 (42.5)	119 (32.9)	24 (6.6)	362 (100.0)	21.5ヵ月
児童相談所	39 (12.3)	140 (44.3)	113 (35.8)	24 (7.6)	316 (100.0)	22.4ヵ月
社会福祉法人等	26 (56.6)	14 (30.4)	6 (13.0)	0 (0.0)	46 (100.0)	15.6ヵ月
斡旋無し	67 (23.5)	54 (18.9)	105 (36.8)	59 (20.7)	285 (100.0)	27.2ヵ月
計	132 (20.4)	208 (32.1)	224 (34.6)	83 (12.8)	647 (100.0)	24.0ヵ月

出典：最高裁判所事務総局編『司法統計年報-3 家事編-（平成5年）』（1994）  
より筆者作成

表-4 全国児童相談所における特別養子縁組斡旋の里親経由割合の推移（括弧内は%）

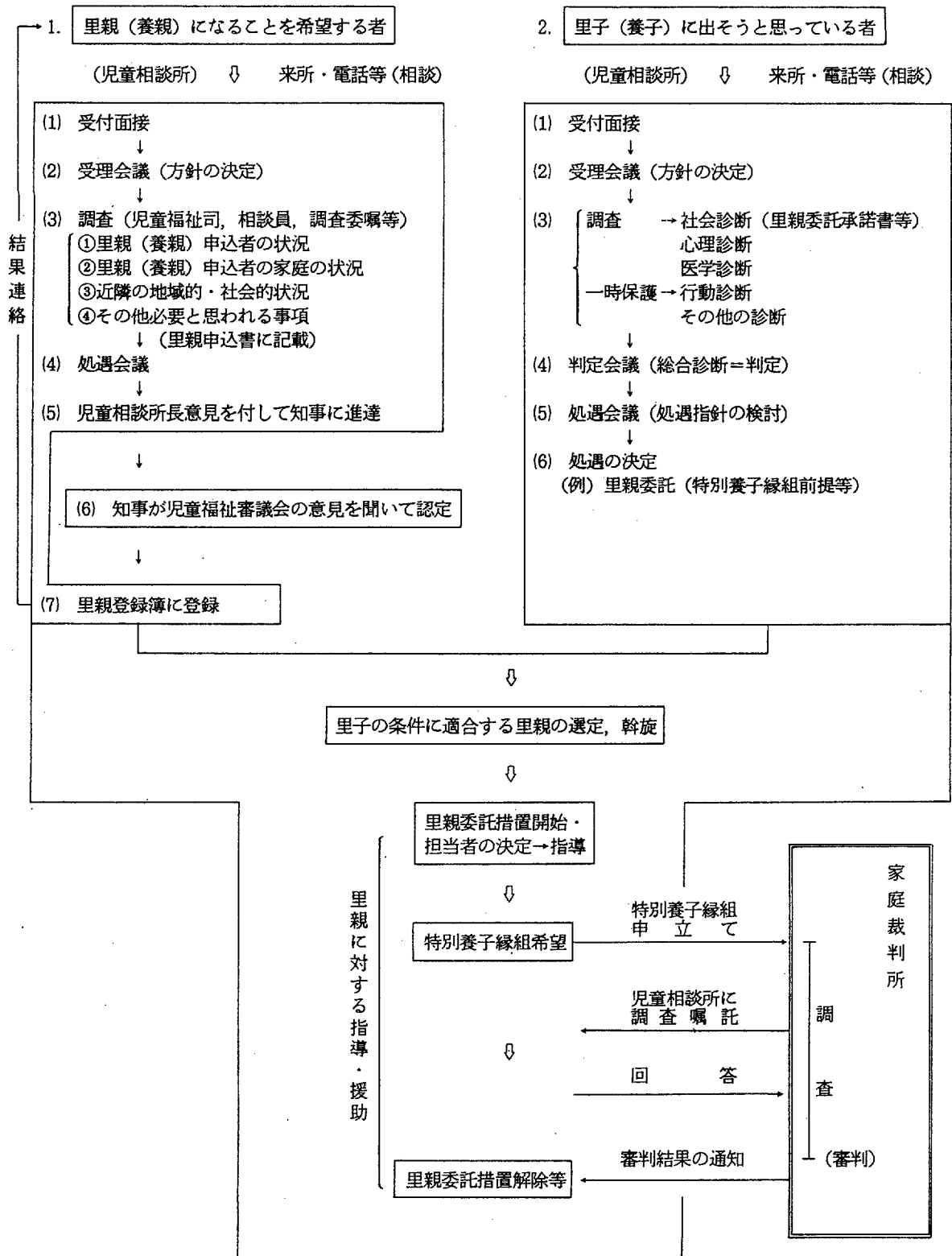
	平成3年度	平成4年度	平成5年度	計
斡旋総件数	360 (100.0)	329 (100.0)	512 (100.0)	1,201 (100.0)
里親経由件数	349 (96.9)	314 (95.4)	490 (95.7)	1,153 (96.0)

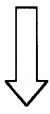
出典：厚生省児童家庭局「児童相談所業務報告」（平成3～5年度報告）  
より筆者作成

注：平成5年度が多くなっているのは、大阪市が前年度の28件から167件に激増していること  
によっている。

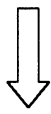
図-1 特別養子縁組に係る児童相談所の対応

(里親委託されている事例の場合)





**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

本研究は、以下の2研究により構成される。

. 特別養子縁組の実態と課題—児童福祉の視点から—

. 望まない妊娠により出生した児の実態分析—厚生省『養護児童等実態調査』のクロス分析から—

は3か年継続予定であり、初年度の研究結果は以下のとおりである。また、は野田順子国立公衆衛生院主任研究官外との共同研究であり、2か年継続予定である。初年度は野田順子主任研究官との共同研究で実施し、その研究結果は以下のとおりである。